

国立研究開発法人国立がん研究センター准職員給与規程

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人国立がん研究センター准職員就業規則（平成27年規程第31号。以下「准職員就業規則」という。）第64条の規定に基づき国立研究開発法人国立がん研究センター（以下「センター」という。）の准職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(給与の種類)

第2条 准職員の給与は、基本給及び手当とする。

- 2 基本給は、就業規則第30条に規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、基本給月額とする。
- 3 手当は、住居手当、通勤手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直等手当、賞与及び年度末賞与とする。

(給与の支払)

- 第3条 給与は、その全額を通貨で直接准職員に支払うものとする。ただし、法令で定められたもの及び労使協定に基づき、給与の一部を控除して支払うことができる。
- 2 前項前段の規定にかかわらず、労使協定に基づき、准職員が希望する場合にあっては、その指定する金融機関等の本人名義の口座に振込みを行う方法によって給与を支払うことができる。

(基本給の支給)

- 第4条 新たに職員となった者には、その日から基本給を支給し、基本給額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた基本給を支給する。
- 2 准職員が離職したときは、その日まで基本給を支給する。
 - 3 准職員が死亡したときは、その月まで基本給を支給する。
 - 4 前2項の規定により基本給を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その基本給額は、その期間の現日数から准職員就業規則第36条の休日（准職員就業規則第39条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日並びに第40条の代休日と重なった場合は、就業規則第36条の休日とみなす。）の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(給与期間)

第5条 給与期間は、一の月の初日から末日までとする。

(給与の支給)

第6条 基本給の支給定日は、毎月16日とし、給与期間の全額を支給する。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に掲げる日を支給定日とする。

- 一 16日が日曜日に当たるとき 17日（17日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法

律第178号)に規定する祝日(以下「祝日法による祝日」という。)に当たるときは、18日)

二 16日が土曜日に当たるとき 15日

三 16日が祝日法による祝日に当たるとき 17日

2 住居手当、通勤手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当及び宿日直等手当は、基本給の支給方法に準じて支給する。ただし、住居手当及び通勤手当は、基本給の支給定日までに手当に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。

3 賞与については、6月30日及び12月10日に支給する。ただし、支給日が日曜日に当たるときは支給日の前々日とし、支給日が土曜日に当たるときは前日とする。

4 年度末賞与は、理事長の定める日に支給する。

(給与の即時払)

第7条 理事長は、前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、本人又は権利者の請求があつたときは、7日以内に給与を支払う。ただし、給与を受ける権利に係争があるときには、この限りではない。

一 本人が死亡したとき。

二 退職し又は解雇されたとき。

2 前項の権利者とは、死亡当時本人の収入により生計を一にしていた者のうち、次の順位とする。

一 配偶者

二 子

三 父母

四 孫及び祖父母

五 その他これらに準ずる者

(非常時払)

第8条 理事長は、准職員が次の各号のいずれかに該当する場合であり、かつ、本人の請求があつたときは、第6条に規定する支給定日前であっても既往の労働に対する給与を支払う。

一 本人又はその収入によって生計を維持する者の結婚、出産若しくは葬儀の費用にあてるとき。

二 本人又はその収入によって生計を維持する者の病気、災害の費用にあてるとき。

三 本人又はその収入によって生計を維持する者の帰郷費用にあてるとき。

四 その他理事長が特に必要と認めたとき。

(勤務1時間当たりの給与額)

第9条 第27条から第29条まで、第34条から第36条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、基本給月額に12を乗じ、その額を当該年度の所定勤務時間数で除して得た額とする。

(端数の取扱)

第10条 第4条第3項に規定する日割計算及びその他により給与の額に、1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- 2 前条の規定による勤務1時間当たりの給与額、第27条の規定により勤務1時間につき支給する超過勤務手当の額、第28条の規定により勤務1時間につき支給する休日給の額及び第29条の規定により勤務1時間につき支給する夜勤手当の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。
- 3 一の給与期間の第27条に規定する超過勤務手当、第28条に規定する休日給及び第29条に規定する夜勤手当の支給の基礎となるそれぞれの勤務時間数の合計（それぞれの手当のうち時間外の勤務、休日の勤務、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）の勤務にかかる部分について、その部分ごとに各別に計算し合計）に1時間未満の端数がある場合は、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てるものとする。
- 4 一の給与期間の欠勤の時間数、育児時間の時間数、介護休業の時間数及び介護時間の時間数の合計に1時間未満の端数がある場合は、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てるものとする。

（基本給）

第11条 基本給は、「別表第1」 准職員基本給表の区分に応じた基本給とする。

（住居手当）

第12条 住居手当は、自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。）を支払っている准職員（国家公務員宿舎法第13条の規定による有料宿舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他理事長の定める職員を除く。）に支給する。

（支給額）

第13条 住居手当の月額は、次に掲げる准職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額

- 一 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額
- 二 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは17,000円）を11,000円に加算した額

（届出）

第14条 新たに第12条の職員たる要件を具備するに至った准職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、住居届により、その居住の実情、住宅の所有関係等を速やかに理事長等に届け出なければならない。住居手当を受けている准職員の居住する住宅、家賃の額、住宅の所有関係等に変更があった場合についても、同様とする。

- 2 前項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書類は、届出後速やかに提出することをもって足りるものとする。

（確認及び決定）

第15条 理事長は、准職員から前条第1項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が第12条の准職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。

2 理事長は、前項の規定により住居手当の月額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を住居手当認定簿に記載するものとする。

(家賃の算定の基準)

第16条 第14条第1項の規定による届出に係る准職員が家賃と食費等を併せ支払っている場合において、家賃の額が明確でないときは、次に掲げる基準に従い、家賃の額に相当する額を算定するものとする。

一 居住に関する支払額に食費等が含まれている場合 その支払額の100分の40に相当する額

二 居住に関する支払額に電気、ガス又は水道の料金が含まれている場合 その支払額の100分の90に相当する額

(支給の始期及び終期)

第17条 住居手当の支給は、准職員が新たに第12条の准職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、准職員が同条に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、第14条第1項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 住居手当の支給を受けている准職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

(事後確認)

第18条 削除

(通勤手当)

第19条 通勤手当は、次に掲げる准職員に支給する。

一 通勤（准職員が勤務のため、その者の住居と事業場との間を往復することをいう。）のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする准職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である准職員以外の准職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離（一般に利用しうる最短の経路の長さによるものとする。）が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる准職員を除く。）

二 通勤のため自動車その他次に掲げるもの（センターの所有に属するものを除く。以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする准職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である准職員以外の准職員であって自動車等を使用しないで徒歩によ

り通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる准職員を除く。)

イ 自動車、原動機付自転車その他の原動機付の交通用具

ロ 自転車、そり、スキー及び舟艇。ただし、原動機付のものを除く。

三 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする准職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である准職員以外の准職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

四 前3号に規定する通勤することが著しく困難である准職員は、次のいずれかに該当する准職員で、交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると認めるものとする。

イ 住居が離島にある准職員

ロ 労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号）別表第1に定める程度の障害のため歩行することが著しく困難な准職員

（支給額）

第20条 通勤手当の額は、次の各号に掲げる准職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前条第1号に掲げる准職員 支給単位期間につき、理事長が定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が150,000円を超えるときは、支給単位期間につき、150,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が150,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

二 前項第2号に掲げる准職員 次に掲げる自動車等の使用距離の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額

イ	片道5キロメートル未満	2,000円
ロ	片道5キロメートル以上10キロメートル未満	4,200円
ハ	片道10キロメートル以上15キロメートル未満	7,300円
ニ	片道15キロメートル以上20キロメートル未満	10,400円
ホ	片道20キロメートル以上25キロメートル未満	13,500円
ヘ	片道25キロメートル以上30キロメートル未満	16,600円
ト	片道30キロメートル以上35キロメートル未満	19,700円
チ	片道35キロメートル以上40キロメートル未満	22,800円
リ	片道40キロメートル以上45キロメートル未満	25,900円
ヌ	片道45キロメートル以上50キロメートル未満	29,100円
ル	片道50キロメートル以上55キロメートル未満	32,300円
ヲ	片道55キロメートル以上60キロメートル未満	35,500円
ワ	片道60キロメートル以上65キロメートル未満	38,700円
カ	片道65キロメートル以上70キロメートル未満	42,200円
ヨ	片道70キロメートル以上75キロメートル未満	45,700円
タ	片道75キロメートル以上80キロメートル未満	49,200円

- レ 片道80キロメートル以上85キロメートル未満 52,700円
- ソ 片道85キロメートル以上90キロメートル未満 56,200円
- ツ 片道90キロメートル以上95キロメートル未満 59,600円
- ネ 片道95キロメートル以上100キロメートル未満 63,000円
- ナ 片道100キロメートル以上 66,400円

三 前条第3号に掲げる准職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して理事長が定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額、前号に定める額の合計額及び駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とする准職員にあっては、その額に同条第2項第1号に定める額を加算した額が150,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額

2 第1項第2号又は第3号に掲げる准職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態は第20条の2で定める要件を満たすものに限る。以下「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（理事長が定める准職員を除く。）の通勤手当の額は、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額を合計した額とする。

- 一 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で一箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として第20条の3で定める額
- 二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前3項の規定による額

（駐車場等の要件）

第20条の2 第20条第2項で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- 一 事業場の周辺又は第22条の規定に基づき決定し、若しくは改定する手当額の基礎となる経路若しくはこれに準ずるものとして理事長が定める経路上にある交通機関の駅、停留所等の周辺にある施設であること。
- 二 准職員が自転車を駐車するために使用する施設（自転車以外の自動車等の駐車のための部分と、自転車の駐車のための部分が同一の施設にある場合は、当該自転車の駐車のための部分に限る。）でないこと。
- 三 その利用について准職員の配偶者若しくは扶養親族に料金を支払うこととなる施設又はこれに準ずるものとして理事長が定める施設でないこと。

2 前項に規定する要件を満たさない場合であって、自動車等の駐車のための施設の状況、准職員の事情等により、駐車場等に係る通勤手当を支給しないことが著しく不相当であると理事長が認めるときは、同項の規定にかかわらず、理事長が別に定める要件とすることができる。

（駐車場等に係る通勤手当の額）

第20条の3 第20条第2項で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（その額が5,000円を超える場合にあっては、5,000円）とする。

- 一 一の駐車場等を利用する場合 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額
 - イ 月を単位として駐車場等の料金が定められている場合 当該料金の額
 - ロ 駐車場等の料金を定める期間（月又は年によって定めた期間に限る。）が二以上の月にわたる場合 当該料金の額をそのわたる月の数で除して得た額（その額に1円未満の端数

があるときは、その端数を切り捨てた額)

ハ イ及びロに掲げる場合以外の場合 理事長が定める額

二 二以上の駐車場等を利用する場合 それぞれの駐車場等について前号イからハまでに定める額を合計した額

(届出)

第21条 准職員は、新たに第19条の准職員たる要件を具備するに至った場合には、通勤届により、その通勤の実情を速やかに理事長に届け出なければならない。

2 准職員が住居、通勤経路、通勤方法若しくは駐車場等を変更し、駐車場等の利用を開始若しくは終了し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があった場合

(確認及び決定)

第22条 理事長は、准職員から前条の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を通勤用 定期乗車券（これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。）の提示を求める等の方法により確認し、その者が第19条の准職員たる要件を具備していること又は第20条の2に定める駐車場等たる要件を具備していること及び駐車場等の料金を証明する書類の提出を求める等の方法により確認し、その者が第20条第1項の准職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定しなければならない。

2 理事長は、前項の規定により通勤手当の額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を通勤手当認定簿に記載するものとする。

(支給の始期及び終期)

第23条 通勤手当の支給は、准職員に新たに第19条の准職員たる要件が具備されるに至った場合においてはその日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、通勤手当を支給されている准職員が退職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が退職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている准職員が同項の准職員たる要件を欠くに至った場合においてはその事実の生じた日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、第46条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後に行われたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 通勤手当は、これを受けている准職員にその月額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。

3 通勤手当は、支給単位期間（理事長が定める通勤手当にあつては、理事長が定める期間）に係る最初の月の理事長が定める日に支給する。

4 第19条の准職員が、出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、その月の通勤手当は、支給しない。

(返納)

第24条 通勤手当を支給される准職員につき、退職その他の理事長が定める事由が生じた場

合には、当該准職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して理事長が定める額を返納させるものとする。

(事後確認)

第25条 削除

(支給単位期間)

第26条 この節において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として理事長が定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、1箇月）をいう。

(超過勤務手当)

第27条 准職員就業規則第36条ただし書に基づき、定められた勤務時間を超えて勤務を命ぜられた准職員には、超過勤務手当を支給する。

2 超過勤務手当の額は、定められた勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第9条に規定する時間給に次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ定める割合を乗じて得た額とする。ただし、第1号において、定められた勤務時間を超えて勤務した時間が、独立行政法人国立がん研究センター職員就業規則第33条に規定する勤務時間（以下「常勤職員の正規の勤務時間」という。）に相当する時間内である場合の超過勤務手当の額は、当該時間に対して、勤務1時間につき、時間給等により得た額（その勤務が深夜である場合は、当該額に100分の125を乗じて得た額）とする。

一 定められた勤務時間が割り振られた日（次条の規定により定められた勤務時間中に勤務した准職員に休日給が支給されることとなる日を除く。）における勤務 100分の125
ただし、その勤務が深夜である場合は、100分の150

二 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135 ただし、その勤務が深夜である場合は、100分の160

3 常勤職員の正規の勤務時間に相当する時間を超えて勤務した時間（以下、この項において「超過勤務時間」という。）が1箇月について60時間を超えた場合においては、その超えた時間に対しては、前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、時間給等に100分の150（ただし、その勤務が深夜である場合は、100分の175）を乗じて得た額とする。

(休日給)

第28条 准職員就業規則第39条に規定する祝日法による祝日（准職員就業規則第40条の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した准職員にあつては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による祝日等」という。）及び年末年始の休日（就業規則第40条の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）又はこれらの日に準ずるものとして理事長が定める日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額を休日給として支給する。

(夜勤手当)

第29条 定められた勤務時間として深夜に勤務することを命ぜられた准職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、時間給等の100分の25を夜勤手当として支給する。

(宿日直等手当)

第30条 宿日直等手当の種類は、次のとおりとする。

一 宿日直手当

(宿日直手当)

第31条 宿日直勤務を命ぜられた准職員には、その勤務1回につき、5,900円を宿日直手当として支給する。ただし、宿日直勤務の時間が5時間未満の場合は、2,950円とする。

(賞与)

第32条 賞与は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する准職員に対して、それぞれ基準日の属する月の第6条第3項に定める支給日に支給する。

2 賞与は、基準日前6箇月以内の期間（以下「勤務判定期間」という。）におけるその者の基準日に在職している事業場における勤務状況に応じて支給する。

3 賞与の額は、勤務判定期間の間の准職員について定められている勤務時間以上勤務した日数（准職員就業規則第48条の規定による年次休暇及び同規則第50条の規定による特別休暇の期間を含む。）が、勤務を割り振られた日数（月の初日以外の日に採用された等の理由により月の全日数に対して勤務の割り振りが無い場合は、に100分の80を乗じて得た日数以上ある月につき、43,100円を乗じて得た額とする。

(年度末賞与)

第33条 年度末賞与は、理事長が定める基準に基づく当該年度の医業収支が特に良好な場合に、3月1日（以下この条において「基準日」という。）に在職する准職員に対し、当該年度の4月1日から基準日までの期間におけるその者の業績に応じて、第6条第4項に定める支給日に支給する。

2 年度末賞与の額は、理事長の定める基準により理事長がその者に所属する准職員の業績に応じて定めた額とする。この場合において、理事長が定める年度末賞与の額の総額は、理事長が当該病院の当該年度の医業収支の状況により定めた総額を超えてはならない。

3 次の各号のいずれかに該当する者には、第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る年度末賞与は支給しない。

一 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に准職員就業規則第87条の規定による懲戒解雇の処分を受けた准職員

二 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に准職員就業規則第75条の規定により解雇された准職員（同条第1号に該当して解雇された准職員を除く。）

三 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した准職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に、次に該当する者

イ 拘禁刑以上の刑に処せられたもの

ロ その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法第6編に規定する略式手続によるものを除く。）をされ、その判決が確定していない場合

ハ その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し年度末賞与を支給することが、センターに対する国民の信頼を確保し、年度末賞与に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

（給与の減額）

第34条 准職員が勤務しないときは、准職員就業規則第36条に規定する休日、祝日法による祝日等及び年末年始の休日等である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

（育児時間の期間における給与の取り扱い）

第35条 就業規則第62条の規定により育児時間を取得した場合の給与は、その期間の勤務しない1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

（介護休業期間における給与の取り扱い）

第36条 職員が就業規則第63条に規定する介護休業の承認を受けて介護休業した場合の給与は、その期間の勤務しない1時間について第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。ただし、その月の勤務すべき全時間を勤務しなかったときは、その月の給与は支給しない。

（介護時間の期間における給与の取扱い）

第36条の2 就業規則第63条の2の規定により介護時間を取得した場合の給与は、その期間の勤務しない1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

（規程の実施）

第37条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この規程は、平成27年4月1日より施行する。

附 則（平成29年規程第11号）

（施行期日）

この規程は、平成29年1月1日より施行する。

附 則（令和2年規程第21号）

（施行期日）

この規程は、令和2年4月1日より施行する。

附 則（令和５年規程第２３号）

（施行期日）

この規程は、令和５年４月１日より施行する。

附 則（令和６年規程第１８号）

（施行期日）

この規程は、令和６年４月１日から施行する。

附 則（令和７年規程第１３号）

（施行期日）

この規程は、令和７年４月１日から施行する。

附 則（令和７年規程第６８号）

（施行期日）

第１条 この規則は、令和７年１１月１日から施行し、令和７年６月１日から適用する。

（経過措置）

第２条 刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

附 則（令和８年規程第１８号）

（施行期日）

この規程は、令和８年４月１日から施行する。

別表第 1 准職員基本給表（第 1 1 条関係）

職種	基本給月額
事務職員	円 258,500